

岩手県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のとおり認定した。

令和5年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

主要地方道以外の県道

整理番号（路線番号）	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
303	平泉停車場線	平泉停車場	
		西磐井郡平泉町平泉	

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課及び県南広域振興局土木部一関土木センターに備えておいて縦覧に供する。